



# 市長 からの 手紙

## 81 自転車の損害賠償責任保険

埼玉県では平成29年に、自転車に乗る人に損害賠償責任保険に入ることを義務付ける条例が制定され、平成30年4月1日から施行されています。損害賠償責任保険は、自動車については広く普及していますし、必ず入らなければならない自動車損害賠償責任保険(強制保険)があることも、自動車を運転する人であれば皆知っています。

損害賠償責任保険は、万一事故を起こして被害者に対して法的に損害賠償義務(賠償金支払義務)を負う場合に、加害者の代わりにその賠償金を支払ってくれる保険です。このような保険は、被害者・加害者双方にとって大きな意味のある保険です。自転車の場合、事故による損害賠償の問題は、これまであまり注目されてきませんでした。しかし、スピードが出ている状態で人にぶつかった場合、重篤なけがを負わせる危険性があるのは、自転車も自動車と変わり

ません。

故意・過失により他人にけが(傷害)を負わせたり死亡させたりした場合は、民事責任として損害賠償義務を負います。民事責任のほかにも刑事責任(犯罪として処罰される)を負います。

最近の裁判例では、自転車事故で約1億円の賠償金の支払いが命じられたケースがあります。例えば、事故により働き盛りの人に重篤な後遺障害の残るようなけがを負わせた場合には、損害賠償の金額は1億円を超える可能性があります。治療費や慰謝料のほか、後遺症で労働できなくなったり、労働能力が落ちたりした場合には、(大まかな言い方をすれば)その人が働いて稼げたであろう何十年分の収入相当金額も損害になりますので、事故の賠償金額は極めて大きくなります。

最近は、スピードの出るスポーツタイプの自転車で長距離のツーリングを楽しむ人がとても増えており、本市においても、休日になると川越狭山自転車道を、散歩している歩行者との間を軽快に通り抜ける自転車が見受けられます。一般の人にとって、自分の稼ぐ収入から千万とか億という単位の賠償金を支払うのは不可能に近いことですから、自転車に乗る人は、自動車運転手と同様に必ず損害賠償保険に入ることが必要です。

川越市長 川合善明

## くらしに身近な公共交通②

交通政策課 ☎224・5519

鉄道は、道路の渋滞や駐車場などを気にすることなく外出できる便利な乗り物です。今回は、市内各鉄道会社の、ぶらりと気軽に出掛けられるお得な制度を紹介いたします。旅行やお出掛けの際は、鉄道を上手に利用してみませんか？



### ■JR東日本「休日おでかけパス」

東京近郊の普通列車(快速含む)普通車自由席・東京臨海高速鉄道線(りんかい線)全線・東京モノレール線全線が乗り降り自由になる一日乗車券です。土日曜日、祝・休日、年末年始や夏休みなどに利用できます。

問い合わせ：JR東日本お問い合わせセンター(列車時刻・運賃について) ☎050・2016・1600

### ■東武鉄道「東上東京メトロパス」

東武東上線・越生線各駅から池袋駅間の往復(和光市駅・池袋駅間は乗り降り自由)と東京メトロ全線(全線乗り降り自由)が割引運賃で乗車できる一日乗車券です。人気スポットの特典・サービスがセットになっています。

問い合わせ：東武鉄道お客さまセンター ☎03・5962・0102

### ■西武鉄道「箱根フリーパス」

西武線発駅から西武新宿駅または池袋駅までの往復乗車券と、小田急線新宿駅から小田原駅までの往復乗車券が割引になるほか、小田原駅以遠のフリーきっぷ(有効期間は2日間または3日間)がセットになっています。フリーパスの提示で、箱根の施設・協賛店が割引料金で利用できます。

問い合わせ：西武鉄道お客さまセンター ☎04・2996・2888

\*このほかにも、お得な切符やパスはたくさんあります。詳しくは各鉄道会社にお尋ねください。